

許可番号 第 6 2 4 2 号

薬 局 開 設 許 可 証

氏 名（法人にあつては、名称） 株式会社かすう薬局

薬 局 の 名 称 かすう薬局 脇元店

薬 局 の 所 在 地 始良市脇元543-1

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和 5 年 4 月 1 7 日

鹿児島県知事 塩田 康一



有効期間 令和 5 年 4 月 1 7 日 から
令和 1 1 年 4 月 1 6 日 まで

次期更新申請年月日 令和 1 1 年 1 月 2 5 日

麻 薬 小 売 業 者 免 許 証

麻 薬 業 務 所
所 在 地 始良市脇元 5 4 3 番地 1
名 称 かすう薬局 脇元店

麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、
従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設
所 在 地
名 称
住 所 始良市脇元 5 4 3 番地 1
氏 名 株式会社かすう薬局

麻薬及び向精神薬取締法第 3 条第 1 項の規定により免許を受けた麻薬小売業者であることを証明する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

鹿児島県知事 塩田 康一



有効期間 令和 8 年 1 月 1 日 から
令和 1 0 年 1 2 月 3 1 日 まで

先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省
ひとくらし、きょういきのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

一包化調剤の料金のご案内

かすう薬局をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和 8 年 6 月 1 日より、近年の原油価格高騰の影響を受け、保険適応とならない一包化調剤は、以下の料金（自費）にて対応させていただきます。

一包化を希望される場合は、処方箋受付時にお申し付けくださいますようお願い申し上げます。

●一包化の料金（自費）

投与日数	料金
1～7 日	3 4 0 円
8～1 4 日	6 8 0 円
1 5～2 1 日	1 0 2 0 円
2 2～2 8 日	1 3 6 0 円
2 9～3 5 日	1 7 0 0 円
3 6～4 2 日	2 0 4 0 円
4 3 日以上	2 4 0 0 円

* 料金は調剤報酬改定により変更する場合があります。

当薬局では、容器代等に対して

使用量に応じた実費の負担をお願いしています。

・軟膏容器 ・ ・ 1つに付き10g 容器 30円

20g 容器 30円

30g 容器 40円

50g 容器 50円

100g 容器 80円

・水剤容器 ・ ・ 1つに付き30mL 容器 20円

60mL 容器 60円

300ml 容器 90円

500ml 容器 120円

・カップ付瓶 ・ ・ 1つに付き100ml 容器 70円

200ml 容器 80円

・計量カップ ・ ・ 1つに付き10ml 30円

20ml 40円

・レジ袋 ・ ・ 1枚に付き 2円

かすう薬局協元店

R8.4.1

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和8年3月31日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)収結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・ 月4,000回超、集中度70%超 ・ 月600回超～4,000回以下、集中度85%超 （ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象） ・ 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・ 月3.5万回超～40万回以下、集中度85%超 ・ 月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ロ) ・ 月40万回超、集中度85%超 ・ 月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ) ・ 月40万回超、集中度85%以下	イ) 25点 ロ) 20点 ハ) 37点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1		医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 2		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制＋選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 5		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制＋選択7以上	59点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の揭示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1		在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	30点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、 それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	－	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール。既存薬局は除く。	▲15点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8日分以上 10点／1日分 29日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬	○	1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ 〃 ）または 原液を無菌的に充填	69点（15歳未満 237点） 79点（15歳未満 147点） 69点（15歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、注射剤 液剤		1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、注射剤 液剤		1調剤につき	90点 45点
自家製剤加算（外用薬） 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤		1調剤につき	90点 75点 45点
計量混合調剤加算 液剤 散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	35点 45点 80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算 ＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、 28日分以上 60点
① 内服薬			10点
② 内服薬以外			
調剤時残薬調整加算		7日分以上の残薬調整	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）	(○) (○)	イ) 3か月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む） ロ) 3か月以内の再調剤以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点 かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		イ) 3か月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む） ロ) 在宅患者 ハ) 在宅患者で患者の状態の急変等に伴い行った場合 ニ) イ・ロ・ハ以外	45点 59点 59点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		吸入薬の処方患者（喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ）、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患者を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料（特例）	－	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50％以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2		複数の医療機関から内服薬 6 種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点（令和9年6月1日から）
調剤後薬剤管理指導料		地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リファル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	650点
② 単一建物患者 2～9人		必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで）、	320点
③ 単一建物患者 10人以上		保険薬剤師1人につき週40回まで	290点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応含む	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が	500点
② ①以外		必要な患者は原則として月8回まで）、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	200点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者／居住者 1 人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者／居住者 1 人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の通減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料 A・B の保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第5節 その他

項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から 8点）
調剤物価対応料	処方箋受付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から 2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	○	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人			379単位
③ 単一建物居住者 10人以上			342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導			46単位
麻薬管理指導加算			100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算			所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算			所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算			所定単位数の 5%

開局時間のご案内



月～金 9:00～18:00

土 9:00～13:00

日・祝日 休み

■ 夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00～ | 土曜日13:00～ | 1月2～3日、12月29～31日は休日扱い

■ 営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 | 平日19:30～22:00 | 土曜17:30～22:00 | 共通 6:00～8:00

深夜加算 | 22:00～6:00 休日加算 | 日曜日・祝日・年末年始(12月30日～翌年1月3日)

緊急連絡先(転送電話)080-1641-9478

薬局の管理および運営は以下のとおりです



管理薬剤師
房 彩

勤務する薬剤師(処方せん調剤・保管・陳列・販売・情報提供・相談)

・房 彩 ・濱田 誠
・中嶋 美鈴 ・嘉数 祥大
・川崎 陽子

勤務する登録販売者(販売・情報提供・相談)

-



許可区分 | 薬局



開設者

株式会社かすう薬局
代表取締役
嘉数 祥大



**取り扱う一般用
医薬品**

要指導医薬品 | 第1類医薬品
指定第2類医薬品
第2類医薬品 | 第3類医薬品



営業時間

9:00~18:00(月~金)
9:00~13:00(土)
休日:日・祝

医薬品の購入および譲受のお申し込みは、上記の営業時間内に承ります。

営業時間外の相談時間
携帯電話にて対応
080-1641-9478



**薬局の名称・許可番号・許可
年月日・所在地・有効期間**

薬局開設許可証(別掲)を参照



薬剤師

白衣:名札に氏名
及び「薬剤師」



登録販売者

色付きのジャケット:名札に氏
名及び「登録販売者」



その他の勤務者

医務衣:名札に氏名

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導 医薬品

医療用から移行した、特に注意が必要な医薬品です。ご購入の際は、**薬剤師**が書面で説明し、対面で販売します。商品は手に取れない場所に陳列しており、パッケージには四角枠で『要指導医薬品』と表示されています。

第1類 医薬品

使用に特に注意が必要な医薬品です。**薬剤師**が書面でご説明のうえ、対面販売いたします。商品は直接お手に取れない場所に陳列しております。外箱などのパッケージには、四角枠で『第1類医薬品』と表示されています。

第2類 医薬品

第2類医薬品、特に「指定第2類医薬品」は注意が必要です。専門家がすぐにサポートできるよう、相談カウンターの近く(7m以内)に陳列しています。使用前に「してはいけないこと」を必ず確認し、**薬剤師**または**登録販売者**にご相談ください。外箱には『第2類医薬品』、指定第2類は『2』を○または□で囲んで表示しています。

第3類 医薬品

比較的安全性の高い一般用医薬品です(要指導、第1類・第2類以外)。**薬剤師**または**登録販売者**が情報提供のうえ販売します。商品は直接ご覧いただけます。外箱には四角枠で「第3類医薬品」と表示されています。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

鹿児島県医療安全支援センター
099-286-2000

始良・伊佐地域医療安全センター
0995-44-7963

個人情報保護方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省のガイドラインを遵守し、質の高いサービスを提供するため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底いたします。個人情報の適正な取り扱いを確保するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令およびガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理に関するルールを定め、全従業員へ遵守を徹底します。
- 適切な安全管理措置を講じ、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止に努めます。
- 個人情報の取り扱い状況を定期的に確認し、継続的に改善します。
- 個人情報を取得する際は利用目的を明示し、その目的の範囲内で利用します。ただし、あらかじめご本人の同意を得ている場合や、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する際は、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を取り扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整備し、迅速に対応します。

また、以下の事項についてご本人からお申し出があった場合は、適切かつ迅速に対応いたします。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求(法令により応じられない場合を除く)
- 個人情報の漏洩、滅失、毀損が発生した、またはその可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取り扱いに関するご相談やお問い合わせ

個人情報取り扱いについて

当薬局では、適切なサービス提供のため、個人情報を厳重に管理・保護しております。取り扱いに関するご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

【個人情報の利用目的】当薬局は、取得した個人情報を以下の目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

- 当薬局における調剤サービスの提供および業務改善のための基本情報の収集
- 安全な医薬品使用のための情報収集（副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など）
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携および照会への回答
- 医療保険関連業務（調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者への照会・回答など）
- 薬剤師賠償責任保険等に関する保険会社や弁護士等への相談・届出
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌等への発表・報告（原則として匿名化し、困難な場合は事前に同意を取得します）
- その他、個別に利用目的を明示した場合における、当該目的の達成

【業務外部委託について】業務の一部を外部委託する際は、十分な保護水準を満たす委託先を選定し、適切に監督いたします。

【第三者への開示・提供について】お預かりした個人情報は、以下の場合を除き、第三者に開示・提供いたしません。

- 患者様ご本人の同意をいただいた場合
- 当薬局と秘密保持契約を締結している業務委託先に対し、必要な範囲で開示する場合
- 法令に基づき開示・提供を求められた場合

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。患者様にお薬を安全にご使用いただくため、当薬局では薬剤服用歴(お薬の使用履歴)を活用しております。この記録に基づき、適切な服用方法や市販薬との相互作用をご説明し、内容を記録いたします。

※個人情報、当薬局の保護方針に基づき厳重に管理しております。ご不明な点がございましたら、スタッフまでご相談ください。



調剤基本料	1	47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算	1	27点
電子的調剤情報連携体制整備加算		8点
連携強化加算		5点

領収書とともに「調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料発行しております。ご不要な場合は事前にお申し出ください。※公費負担医療等で自己負担がない方への発行も義務付けられております。

当薬局は以下の施設基準を満たしております。[処方箋受付月1,800回以下(グループで月3万5000回未満)/医薬品取引妥結率5割超/特定医療機関との賃貸借関係なし/後発医薬品調剤割合85%以上/非常時対応連携体制整備済]

当薬局は、持続可能な医療制度のため、バイオ後続品やジェネリック医薬品の調剤を積極的に推進しています

バイオ医薬品とは？

生きた細胞が作る巨大なタンパク質です。最新技術を使うため高価ですが、がんや難病など従来の薬では治療が難しかった病気に不可欠なお薬です。



微生物や細胞で合成



抗体などの遺伝子

バイオ後続品とは？

高価な先行品と効果・安全性が同等と国に認められた薬です。薬代が約3割安くなり、患者さんの負担軽減と持続可能な医療保険制度の維持に貢献します。



経済的負担↓

当薬局では、バイオ後続品を積極的に調剤し、バイオ後続品調剤体制加算を算定しています。

バイオ後続品の品質は大丈夫？

生きた細胞で作るため先発品と完全に同じ構造ではありませんが、先行品と同等の厳格な品質試験と臨床試験をクリアし、効果と安全性が国に認められています。



厳格な品質試験



新薬と同等の臨床試験

ジェネリック医薬品とどう違うの？

化学合成のジェネリックは先発品と完全に同一です。一方、生きた細胞で作るバイオ後続品は同一にならないため、より厳格な臨床試験で同等性を証明します。

	ジェネリック医薬品	バイオ後続品
製造法	 化学合成	 細胞内合成
審査調査	同等性	新薬と同じ 品質試験・臨床試験

医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

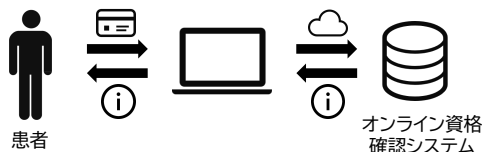
マイナ保険証利用の促進

当薬局は医療DXを推進し、マイナ保険証の活用等を通じて、質の高い医療の提供に取り組んでいます。



オンライン資格確認等システムの活用

オンライン情報を活用し、安全で質の高い医療を提供します。



※オンライン資格確認で取得した個人情報は、保険情報の照会のみを使用し、ご本人の同意なく他の目的に利用することはありません。

電子処方せんの活用

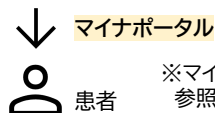
電子処方箋は、オンライン資格確認システムを通じて医師・薬剤師間でお薬情報を連携する仕組みです。重複処方や飲み合わせのリスク低減に役立ちます。



医師・医療機関

管理サービス

薬剤師・薬局



※マイナナンバーカードでお薬情報参照に同意したとき

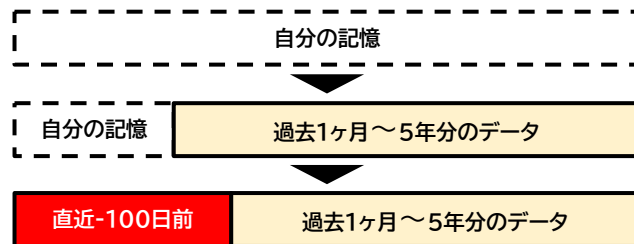
マイナナンバーカードと併用することで電子処方箋の機能を最大限に活用でき、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。

紙の処方せん

マイナ保険証

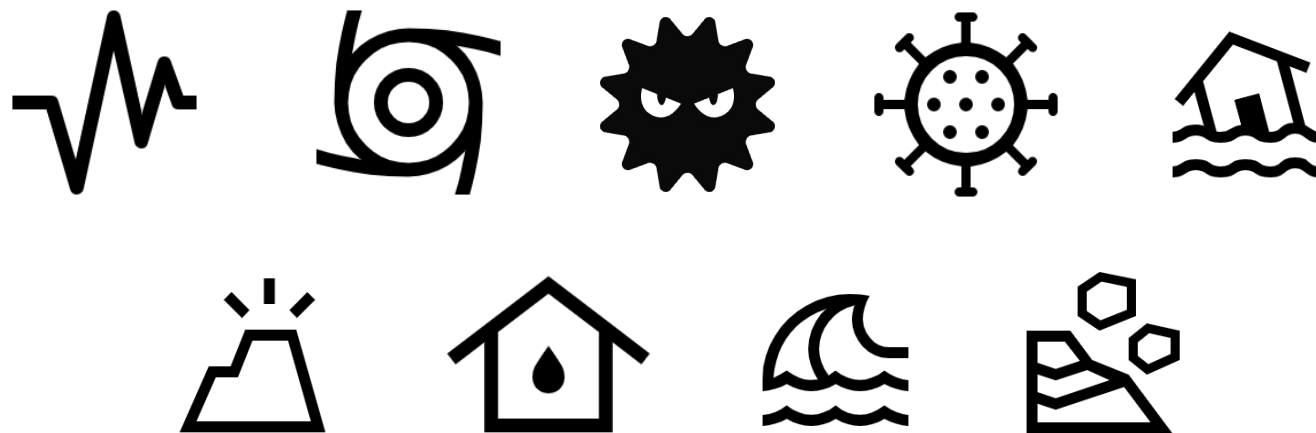
+

電子処方せん



健康管理や市販薬との飲み合わせの確認に活用できます

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、都道府県知事指定の「第二種協定指定医療機関」として、災害や新興感染症発生時に迅速に対応できる体制を整備しています。平時より抗原検査キット、市販薬、マスク等を常備し、他機関と連携して緊急時も安心してお薬を受け取れる環境を維持します。

医薬品の供給に関するお願い

現在、全国的に多くのお薬が手に入りにくい状況が長期化しております。これは一部の製薬会社における製造トラブルに加え、流通面での課題や、国の供給安定化に向けた対策が十分に追いついていないことなど、構造的な問題が主な原因となっております。

薬の供給状況により、以下の変更をお願いする場合がございます。



- ・同一成分・同一薬効薬への変更
- ・処方日数の変更

お薬の変更や処方日数の調整が生じた際、処方医への確認を行うため、お薬のお渡しまでにお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

医薬品の安定供給のため、地域の薬局間での在庫融通および、医療機関との積極的な情報共有を実施しております。

先発医薬品をご希望の患者さんへ

お薬の自己負担（長期収載品の選定療養）についてのご案内



長期収載品の選定療養ってなに？

先発医薬品を希望された際、価格差の一部（＋税）をご負担いただく制度です。

医療保険財政の改善目的であり、薬局の収入にはなりません。（薬剤料以外の費用は変更なし）

※医療上の理由や供給不足の品目は対象外です。

※生活保護の方は医師の指示がない限り原則ジェネリックとなります。

先発医薬品

保険給付

一部負担

ジェネリック医薬品

保険給付

一部負担

先発医薬品とジェネリックの価格差

先発医薬品

保険給付

一部負担

特別料金*

*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の2分の1。さらに消費税が追加されます。

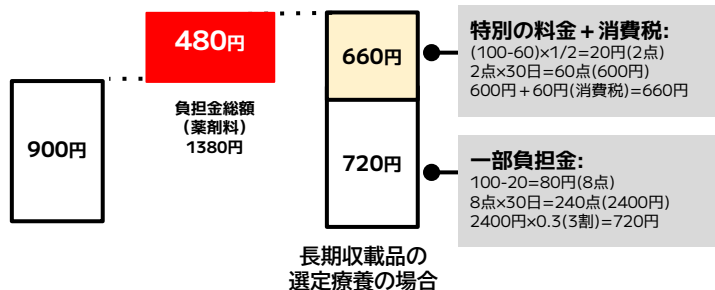
患者負担の総額



どのくらい高くなるの？

先発薬を希望されると、ジェネリックとの差額の2分の1（＋税）が特別料金として加算されます。例えば差額が40円なら、20円＋消費税が上乗せされるイメージです。負担割合等により正確な金額は異なりますので、詳細はスタッフまでお気軽にお尋ねください。

先発医薬品（1錠100円）、ジェネリック（1錠60円）
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



将来にわたって国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします